防災協定により出動した場合の補償について

当協会では、国土交通省四国地方整備局や徳島県等と大規模災害発生時における支援活動に関する協定を締結し、地震、津波や風水害等による災害発生の可能性がある場合、あるいは発災した場合、会員企業等の保有する情報、資材、機材の提供、技術者等の出動等により支援活動を行うこととなっております。

その災害発生時において出動等の要請があり、当協会が依頼した会員企業が道路啓開、災害復旧に向けた支援や作業を行なっている際に起きた事故に対する補償制度の 構築が急務となっておりました。

この度、防災協定発動による企業の労災リスクと、第三者賠償リスクに対応するため、AIG 損害保険株式会社が防災協定用に開発した新しい補償プランに令和元年5月1日より加入することとなりました。

労災リスクの補償は、協会会員企業ならびに建設業協会の職員の被災労働者の死亡・後遺障害保険金、入通院の保険金の他、当協会が会員企業に防災協定に基づく支援や作業を指示したことに起因する会員企業の被災労働者に対する損害賠償責任を補償するものです。

また、第三者賠償リスクの補償では、天災等の場合であっても、対人・対物事故に 起因して第三者に損害賠償責任が発生した場合に、会員企業の賠償責任を補償ができ るよう補償内容を従来のものより拡充しています。

【補償概要】-----

- ▶ 労災リスク
 - ♦ 死亡保険金
 - ♦ 後遺障害補償保険金
 - ♦ 使用者賠償責任補償保険金
- ▶ 第三者賠償リスク
 - ◆ 対人・対物共通(賠償)
- ▶ 契約開始日 令和元年5月1日

お問合せ:(一社)徳島県建設業協会 小島、亀川 (Tel 088-622-3113)



